

岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）（素案）（概要）



第1章 はじめに 1 計画の目的 - 住生活基本法第17条に基づく都道府県計画として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、住宅政策における基本的方針及び講ずべき施策の方向性を定めることを目的として策定 2 経緯及び改訂理由 - 岩手県では県民の安全で安心な住まいの確保と、豊かな居住環境の形成を目指し、「岩手県住宅マスタープラン」（以下、「県計画」という。）を平成19年3月に策定 - 県計画は令和4年3月の改訂から5年が経過し、社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の流行を経てライフスタイルが変化 - 少子高齢化の進行に伴う人口減少の深刻化や空き家の増加、激甚化・頻発化する大規模な自然災害、脱炭素社会の実現、建設業の担い手不足への対応等の喫緊の課題への対応が必要 - 令和8年3月に改訂された「住生活基本計画（全国計画）（以下、「全国計画」という。）」との整合 3 計画の位置づけ - 県の住宅政策の基本方針及び施策の方向性を設定、岩手県公営住宅等長寿命化計画の上位計画 - 県計画の一部を岩手県高齢者居住安定確保計画、岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画として位置づけ - 市町村の住生活基本計画策定時における住宅施策を検討・立案する際の基本的な指針 4 目標年次と計画期間 - 計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度（10年間） - 全国計画の見直し、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに改訂 5 幸福と持続可能性 - 県計画は、SDGsの理念と共通し、国、市町村、県民等が協働し目標達成を目指す	第2章 本県の住生活をとりまく現状と課題 ◆ 住まうヒトの視点での課題 - 若年層の定住と子育て環境の整備 - 高齢期の安心な居住環境の構築 - 住宅確保要配慮者への総合的な支援 ◆ 住まうモノの視点での課題 - 良質な住宅ストックの形成と市場環境の整備 - 空き家の発生予防・適正管理と利活用の促進 - 住宅の安全性の向上と災害時の住まいの確保 ◆ 住まいを支えるプレイヤーの視点での課題 - 産業基盤の維持と担い手の確保・育成 - D Xの活用と多様な主体の連携による推進体制	第3章 住生活の長期的な将来像（おおむね2050年）／第4章 住生活の長期的な将来像の実現に向け た基本理念 1 誰もが自分らしい住まいを選択し、皆が支え合って暮らしている 2 高い性能と価値を備えた住宅が安全な地域で適切に維持され、次世代に受け継がれている 3 高い技術と多分野の連携により、地域の住まいを支えられている ① 若者が岩手での暮らしに魅力を感じ、安心して定住できるとともに、子どもたちが健やかに育つ良好な住環境が整っている ② 高齢者が地域とのつながりの中で孤独・孤立の状態となることなく、安心して健康に暮らし続けられ、ライフステージや心身の状況に応じて適切な住まいを選択できている ③ 誰も取り残さないセーフティネットが確立され、誰もが必要な支援を受けながら、地域の支え合いにより孤独・孤立の状態となることなく、自らの希望に応じた住まいで安心して暮らすことができている ① 住宅ストックを将来世代へ適切に継承するための循環システムが構築されている ② 住宅ストックの利用価値を評価する市場環境が整備されており、高い性能と品質が担保された住宅を選択できる環境が整っている ③ 空き家が地域資源として活用されるための適切な管理体制が構築されている ④ 激甚化・頻発化する自然災害に対応した安全な住環境が整備されるとともに、被災後の迅速な生活再建に向けた支援体制が確立されている 長期的な将来像の実現に向けた基本理念 1 若者が将来に希望を持ち、多様な世代が住み、働き、活躍できる岩手の住まいづくり 2 誰もが安心して快適に暮らせる岩手の住まいづくり 3 あらゆる関係者が協働して地域の住まいを支える岩手の住まいづくり
---	--	---

第5章 住宅政策の基本目標と基本方針	基本方針	1 若者や子育て世帯が居住しやすい住環境の整備	3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 (岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画)	5 既存住宅・空き家の有効活用と適切な管理	7 住まいづくりの担い手の確保・育成
基本目標	2 高齢者の居住の安定確保 (岩手県高齢者居住安定確保計画)	4 質の高い住宅ストックの形成と円滑な循環	6 激甚化・頻発化する災害への対策		
ひとを育て、住まいを活かし、 つながりを支える「岩手の住まいづくり」の実現					

第6章 基本方針ごとの具体的な施策／第7章 施策の実現に向けた目標設定

1 若者や子育て世帯が居住しやすい住環境の整備 （1）若者及び移住者の住宅支援 （2）子育て世帯が安心できる居住環境の整備 K P I - 若者向けに整備した県営住宅への入居戸数 （R7：29戸⇒R17：50戸） - 子育て世帯の住むまちの満足度の向上 （R5：58.4%⇒R17：70%）	2 高齢者の居住の安定確保 ～岩手県高齢者居住安定確保計画～ （1）多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢の確保 （2）孤独・孤立を防ぎ、地域で安心して暮らせる支援体制の推進 K P I - 高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 （R5：31.1%⇒R17：40%） - 県営住宅における高齢者仕様整備率 （R7：70%⇒R17：73%）	3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 ～岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画～ （1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項 （2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項 （3）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項 （4）賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助、その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項 K P I - 岩手県居住支援協議会に加入又は市町村居住支援協議会を設立した市町村数 （R7：29市町村⇒R17：33市町村） - 県営住宅の長寿命型改善戸数 （R3～R7：112戸⇒R13～R17：122戸）	4 質の高い住宅ストックの形成と円滑な循環 （1）カーボンニュートラルを見据えた省エネ住宅や県産木材利用の促進 （2）住宅の性能向上と適切な維持管理の推進 （3）安心して既存住宅が取引される流通環境の整備 K P I - 岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合★ （R7：24.3%⇒R17：45%） - 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率 （R5：65.1%⇒R17：70%） - 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 （R6：18.2%⇒R17：28%） - 持家の取得方法のうち中古住宅を購入した割合 （R5：3.6%⇒R17：6%） ★：いわて県民計画（2019～2028）と同指標	5 既存住宅・空き家の有効活用と適切な管理 （1）空き家の発生予防から管理、活用、除却までの総合的な対策 （2）共同住宅の維持管理と利活用の促進 （3）良好な居住環境の維持 K P I - 居住目的のない空き家数 （R5：54,100戸⇒R17：60,000戸におさえる） - 市町村の取組等により除却や修繕等がなされた管理不全空き家数 （R7：3,664戸⇒R17：6,600戸） - 空家等対策計画策定市町村数★ （R7：27市町村⇒R17：33市町村） ★：いわて県民計画（2019～2028）と同指標	6 激甚化・頻発化する災害への対策 （1）安全な住環境の整備と耐震化の促進 （2）被災者の迅速な生活再建に向けた支援体制の推進・強化 K P I - 被災建築物応急危険度判定士の確保 （R7：517名⇒R12：750名） - 住宅の耐震化率 （R5：86.1%⇒R12：91%） - 浸水想定区域を有する市町村において、住まいの浸水対策にハード・ソフト併せて取り組む市町村の割合 （R7：62.5%⇒R17：100%）	7 住まいづくりの担い手の確保・育成 （1）住宅建設技能者の持続的確保と技術継承 （2）担い手不足を補う先端技術の活用 （3）多様な居住ニーズを支える担い手の育成・活動支援 K P I 住教育に関するイベントや建築士・大工等向けの技術向上セミナーの参加者数 （R7：313人/年⇒R13～R17：1,500人）
--	---	---	--	--	--	--

第8章 広域振興圏ごとの取組方針

県央広域振興圏	県南広域振興圏	● 地域特性に応じた住まいづくりを推進するため、4広域振興圏ごとに現状と課題を整理し、各地域が目指す住まいづくりの取組方針を明示
沿岸広域振興圏	県北広域振興圏	

第9章 計画の推進方策

1 計画の実現に向けた推進体制	2 計画のフォローアップ
● 県、市町村及び関係機関等が役割分担しながら、関係分野間の横断的な連携・協力体制のもと、計画の実現に向けた取組を推進	● P D C Aサイクルに基づく定期的な進捗状況の評価・検証を行い、社会情勢の変化等に対応した計画の見直しを実施